

第52回 収蔵文書展

郡長たちのアーカイブズ

郡役所 半世紀 の光芒

ぐんやくしょ・はんせいきのこうぼう

明治から大正という時代一
府県と町村の間に置かれた広域行政体「郡」

郡役所を築き、郡長が任命され、議会が開かれたものの、わずか半世紀にして廃された

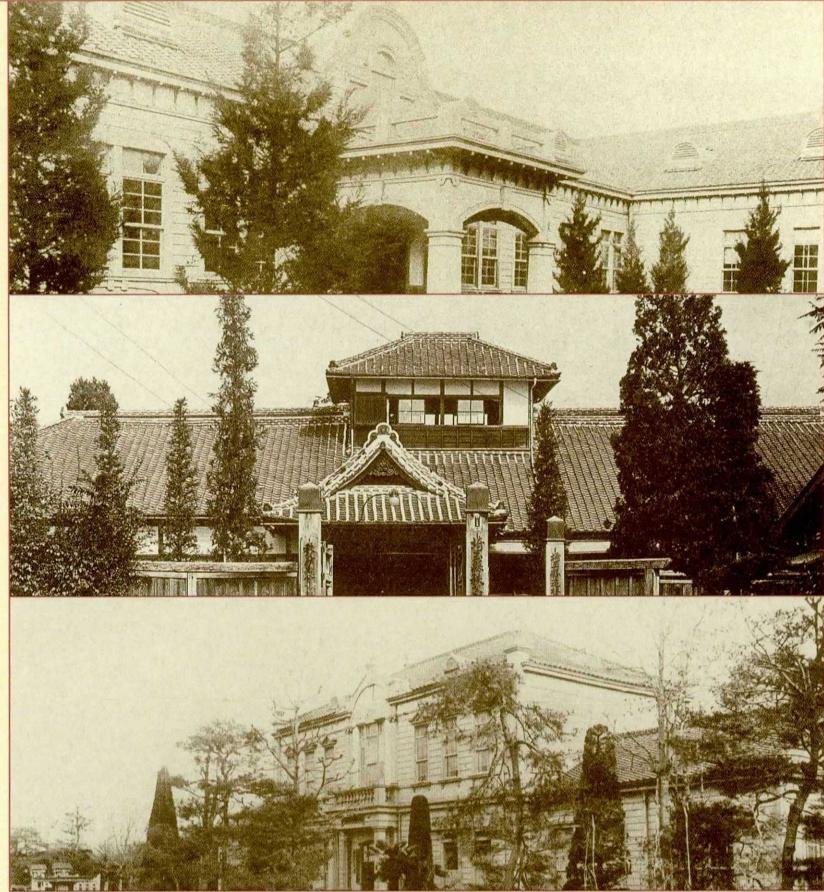
それから 80 年—
市町村合併や道州制という広域行政が議論される今、郡長たちが遺したアーカイブズを見直す

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A20/BA18/top.html>

Saitama Prefectural Archives

埼玉県立文書館

さいたまけんりつ・もんじょかん



入館無料

平成 19 年 1 月 20 日(土)
～3 月 11 日(日)

9:00 ~ 17:00 休館 月曜日、祝日



330-0063

さいたま市浦和区高砂 4-3-18

tel 048-865-0112

fax 048-839-0539

JR 浦和駅 徒歩 12 分

JR 中浦和駅 徒歩 15 分



平成 18 年度学び輝く彩の国県民運動協賛事業

写真上から北足立郡役所／秩父郡役所／大里郡役所／比企郡役所／南埼玉郡役所

開催にあたって

明治から大正にかけての約半世紀にわたり、府県と町村の間に設置された広域行政体である郡が廃止されて80年が経過し、一般にはその存在すらも忘れられようとしています。その一方で、市町村合併や道州制など広域行政のあり方は現代的な課題となっています。地方自治法施行60年の記念すべき年にあたり、郡長たちの遺した文書、郡を監督した県の公文書などから、近代の地方行政制度と郡役所に再び眼を向けてみたいと思います。

近代郡制度の誕生

郡は、古代律令時代に行政区画として設置されましたが、中世以降は次第にその機能を失い、近世には地域区分にとどまっていました。明治新政府も当初は、郡を行政区画として用いることはせず、近世以来の町村を、新たに設けた画一的な「区」（大区と小区）に編成しました（大区小区制）。しかし、この新制度は地域になじまなかったため、政府は明治11年（1878）7月に「郡区町村編制法」を制定し、地域の慣習になじんだ郡を行政区画として復活させ、府県一郡一町村という最初の近代地方制度を確立させました。これと同時に制定された地方制度に関する法律「府県会規則」「地方税規則」とあわせて「三新法（さんしんぽう）」といい、この時期の地方行政制度は「三新法体制」と呼ばれます。

埼玉県の郡役所設置

地租改正事業の遅れていた埼玉県では、その完成を待って翌明治12年（1879）に同法を施行しました。郡の区域・名称は基本的に江戸時代以来のままで、大郡の埼玉郡のみ南北2郡に分割し、計18郡となりました。ただ、狭小の郡は複数を組み合わせて一人の郡長、一つの郡役所とし、計9郡役所に編成されました。同年3月25日開庁の北足立・新座郡役所＝浦和宿（現さいたま市）を最初として、入間・高麗郡役所＝川越町、比企・横見郡役所＝松山町（現東松山市）、南埼玉郡役所＝岩槻町（現さいたま市）、北埼玉郡役所＝行田町、北・中葛飾郡役所＝杉戸宿、大里・幡羅（はたら）・榛沢（はんざわ）・男衾（おぶすま）郡役所＝熊谷宿、児玉・賀美（かみ）・那珂（なか）郡役所＝本庄宿と続き、最後の秩父郡役所＝大宮郷（現秩父市）が4月5日に開庁して全郡役所が揃いました。

自治体としての郡制

明治22年（1889）4月、町村の大合併が行われ、埼玉県では1,909町村が409町村になりましたが、県の指示を受け各郡の合併案の作成や推進にあたったのも郡長でした。これを受け同年の市制・町村制の施行、続く同23年の府県制及び郡制の制定により地方制度の近代化は大きく進展し、郡も議会をもつ自治体として制度化されました。埼玉県では、郡制施行に先だって自治団体としての機能を果たせる規模への郡の統廃合を行い、同29年4月、現在に続く北足立、入間、比企、秩父、大里、児玉、北埼玉、南埼玉、北葛飾の9郡が成立、これを受け同年8月、ようやく郡制が施行されました。郡会議員は町村会からの複選制と大地主からの選出でしたが、3年後の同32年、すべて直接選挙制に改める郡制の改正がなされました。

郡役所の役割と仕事

郡は府県と町村の中間にあって県知事の命を受けて法律や命令を施行し、町村を指揮監督する役割をない、また、町村間の調整機能も期待されました。それにより、政府の政策を地方に貫徹させ、中央集権国家の地方制度を支える機能を果たしたのです。郡役所の所掌事務や郡長への委任事項は数十項目に及び、年々増加していましたが、とくに徴税や兵事（徴兵）に重点がありました。また、産業振興、衛生、土木などの事業を行い、その歳出の多くは教育・勧業費が占め、郡立の学校や造林をもつ郡もありました。

郡役所の廃止

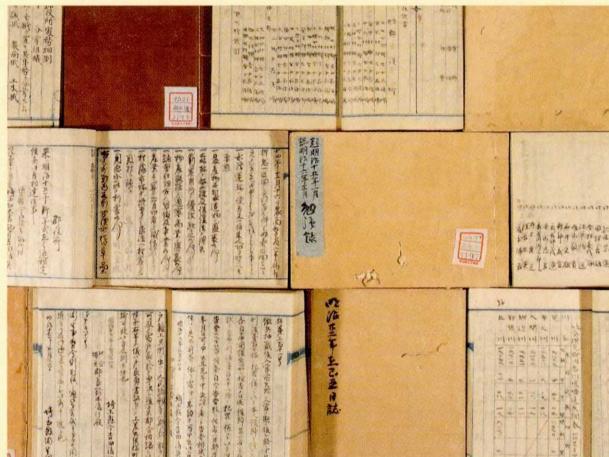
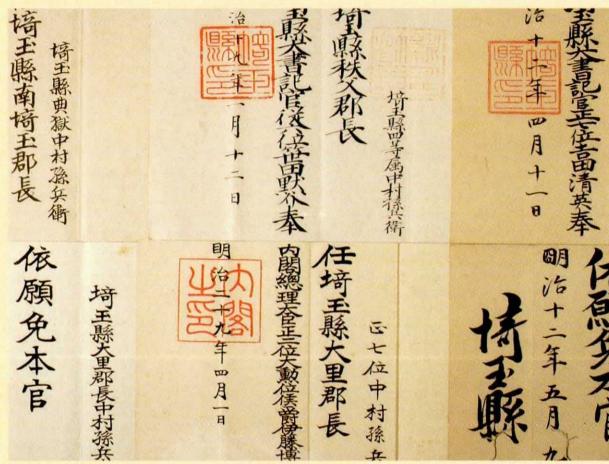
近代的地方制度として導入された郡制ではありましたが、その存在意義には当初から疑問も呈されていました。行政組織の簡便化、郡費の節減、民力休養、あるいは郡の業務実績や調整機能への不満、町村自治発展の阻害などの理由から、帝国議会に繰り返し廃止法案が提出されるようになりました、ついに大正12年（1923）4月、自治体としての郡制は廃され、再び地方行政区画に戻りました。しかし、独自の財源をほとんど持たず、町村財政に依存する郡役所がそのまま存続するなどの問題は引き続きました。財政負担の軽減、行政機構の改革が求められるなか、ついに大正15年7月、半世紀にわたりて地方行政の第一線にあたった郡長・郡役所は廃止され、住所表示などに使われるにとどまる存在として現在に至っています。

郡役所文書の行方

郡役所の廃止により、兵事事務が警察署に移されたほか、その事業や財産は府県及び町村に移管されました。郡役所の庁舎も処分されることなく、公益団体事務所などに転用されていましたが、その後の取り壊しにより県内に現存するものはありません。郡役所の公文書は県に移管されましたが、戦時中の昭和19年（1944）、「決戦非常措置要綱」に基づき資源活用を目的として廃棄されたと考えられています。当館収蔵文書では、見沼土地改良区の団体文書の中に残されている北足立郡役所の文書簿冊などからうかがうことができるだけです。保存されていれば、そこに記された事業の記録をとおして、明治・大正期の地方制度や社会を知ることのできる貴重な記録史料＝アーカイブズとなっていたことでしょう。

郡長たちのアーカイブズ

残念ながら役所としての文書は廃棄されてしまいましたが、郡を直接に指揮監督した県の公文書（埼玉県行政文書）中の「県治部・郡制」などの文書が、郡の基本的な歴史や制度を伝えるものとして当館で保存されています。また、郡長をはじめとする郡役所旧職員の家で保存してきた文書や資料は、公文書からはうかがえない事実や情報も伝えてくれます。郡役所の設立から郡制施行まで一貫して比企横見郡長を勤めた鈴木庸行、ともに自由民権運動を経て郡長のほか県会議長や副議長、県幹部などを歴任し、民間でも活躍した長谷川敬助と中村孫兵衛、校長から郡視学、県視学と、教育行政に尽くした中原英寿・・・。郡役所に関わった人々の文書、日記、書状、写真など、郡長たちの貴重なアーカイブズが、当館に寄贈・寄託されています。



郡長たちのアーカイブズ

郡役所 半世紀の光芒

国や地方自治体、企業、団体などが活動していくなかでは、膨大な文書や資料がつくられます。それらのうち、歴史的な資料として永続的に保存されることにより、時代や社会の姿を伝えるものをアーカイブズ=記録史料といい、さまざまな社会活動や調査研究に役立てられています。その保存・公開をになう施設が文書館（公文書館、記録資料館）です。英語では、これらの施設もアーカイブズと呼ばれます。

収蔵文書展で展示している郡役所関係資料は収蔵文書のはんの一部です。その他にも多くの資料を2階文書閲覧室で見ることができますので、ご利用ください。このほか、閲覧室では約32万点の古文書、13万冊の県公文書、6万点の地図などが閲覧できます。

写真：左上段：郡長 中村孫兵衛の辞令 左中段：郡視学 中原英寿の教育行政資料
 左下段：見沼土地改良区に伝えられた郡役所文書 右上段：埼玉県行政文書郡制関係
 簿冊 右中段：郡長 鈴木庸行の公務記録や日記 右下段：郡長 長谷川敬助への書簡